令和８年度

い　じ　め　防　止　全　体　計　画

奄美市立小宿小学校

関係諸法令

学 校 教 育 目 標

本校の校風・伝統

基本目標

○　学級担任を中心に、学年および学校全体による指導を推進する。
○　教科・道徳・特別活動の充実を図り、それぞれの領域の中で生徒指導の機能を果たす。
○　個に応じた指導を有効にするために児童との心の交流を深める。

基本目標から →　→

生徒指導の目標

○　児童の日常生活の実態を把握し、全職員が一丸となり「一人一人の心に響く生徒指導」の展開に努める。

めざす子ども像から ←　←　←

めざす子ども像

①　自ら学び、自ら考え、友達と協力して学び合う子ども
②　自分のよさが分かり、互いに思いやりながら学校生活を楽しめる子ども
③　心と体を鍛え、目標実現に向けて粘り強い子ども
④　自らを律し、正しい行いができる子ども

いじめ防止の目標

小宿小　いじめ撲滅６項目

1　いじめは、小宿小にもある。
2　相手がいじめられたと感じたら、いじめである。
3　殴る、蹴るだけがいじめではない。言葉による暴力、死ね、うざい、きもいなど人を傷つけることを言ったり、わざと無視したりすることもいじめである。
4　いじめを知っているのに見て見ぬふりをするのはいじめているのと同じである。
5　他人を傷つけたり命を奪ったりすることは人間として絶対許されない。だからいじめは絶対に許されない。
6　いじめがあった場合は、直ちに先生や保護者に連絡してほしい。

全体で取り組むべき具体的対策

（１）年２回（５月、11月）、学校たのしぃーとを実施し、児童のいじめの実態の把握と解決を図る。
（２）４月と９月の年２回の「いじめ問題を考える週間」に取り組む。
（３）学級通信等を利用し、いじめ防止の家庭への啓発。
（４）研修を通していじめ防止へ向けた職員の共通理解と対応方法を確立する。

教育相談

目　　標
○　一人一人の子どもの姿を正しくとらえ、子どもの健全な育成を図る。

具　体　策
○　学校たのしぃーとをもとに子どもの悩みを把握し、定期教育相談で子どもへの共感的理解と受容の立場を取りながらその解決にあたる。

特別活動

目　　標
○　集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、資質・能力の育成を図る。

具　体　策
○　話合い活動、クラブ活動、係活動、委員会活動などを通して、個性の発揮を図るために、お互い認め合うような相互評価を必ず取り入れる。

読書指導

目　　標
○　読書の楽しさを知り進んで本を読もうとする子どもの育成を図る。

具　体　策
○　学年の発達段階に合わせて「いじめ」に関する本の読み聞かせ等を行う。

例ー「わたしの妹」など

生活指導

目　　標
○　日常生活における基本的な生活習慣の確立・定着を図る。

具　体　策
○　学校たのしぃーとを、実施、集計をする。その結果をもとに、対応策を検討し全体に諮る。
・いじめ問題を考える週間での取組

保健的活動

具　体　策
○　心身ともに健康な生活を送れるように支援していく。
・　登校状況（月例報告）
・　保健室の利用状況
・　悩み相談

道　徳

具　体　策
○　道徳の学習を通して人権感覚を養う。
・　授業参観の実施
・　各週間での授業の実施
（県民週間・人権週間）

人権同和教育

具　体　策
○　だれに対しても分けへだてなく行動し、仲間とのつながりを高める。
・　人権標語の校内掲示
・　人権同和教育の視点に立った授業の実践

家庭・地域

地域社会

○　子どもの健全育成をめざして、よりよい環境作りを進めるとともに「地域みんなの子ども」という視点に立った指導を推進する。

ＰＴＡ

○　早期発見・早期解決のために学校との連携を密にするとともに、日頃から子どもとの会話のある温かい親子関係を築く。

関係機関・団体

○　早期発見・早期解決のために、必要に応じて、教育センター、児童相談所、民生委員、駐在所などとの連携を図る。